平成２８年（フ）第６７７２号
東京都羽村市双葉町２丁目17―34
債務者　高田　　繁
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石岡　良子
4　破産債権の届出期間　平成28年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３４８９号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番63号　カリーノ２　301号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目16番４―403号
債務者　堀田　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４５号
大阪市此花区梅香３丁目８番16号　ＢＡＩＣＡ　ＧＡＬＡＸＹ301号、前住所大阪市此花区酉島４丁目１番20　1503号
債務者　島田稔子こと　**趙**　　稔子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５７号
大阪市東淀川区瑞光３丁目６番30号　ＴＲコーポ　202号
債務者　野畑　宏行
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７５号
大阪府吹田市古江台６丁目２番１号
債務者　中田　栄治
法定代理人成年後見人　栃本　一樹
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３号
函館市宇賀浦町19番７号（住民票上の前住所）
債務者　恩田　知恵（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２５号
函館市陣川町79番地59　２Ｆ
債務者　山田　里美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８９号
山口県美祢市大嶺町東分来福台１丁目８番地１
債務者　深野　真弓
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８７４号
さいたま市西区指扇1190―１　サンハイツ大久保Ｌ201、住民票上の住所さいたま市北区植竹町１丁目362番地１
債務者　篠村　和子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０３号
埼玉県新座市大和田１丁目18番29号　アヴァンセ新座106号室、旧住所埼玉県吉川市大字平沼93番地１　ユーカリハイム206号
債務者　麻生　正幸
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
千葉県富里市御料974番地２（松江ハイツ203）
債務者　戸田　博之
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２０６号
千葉県富里市根木名130番地13　（根木名ハイツ105）
債務者　島田　広之
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１２３０号
名古屋市西区栄生１丁目４番16号　ロイヤルハイツ２　１Ａ号
債務者　山下　一平
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２４６号
愛知県東海市名和町西前郷１番地の67
債務者　藤原　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１１号
名古屋市中川区供米田２丁目412番地　エスポワール清水202号
債務者　堀之内保賀
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２０号
愛知県春日井市篠木町６丁目2445番地50
債務者　大黒　　法
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部